

SCOPE for EC-CUBE ご利用約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

本約款は、ナレッジワークス株式会社(以下「当社」といいます)が次条以下の規定に基づき契約者に提供する、サイト内検索サービス「SCOPE for EC-CUBE」の利用に係る一切の關係に適用されます。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、契約者の承諾無くこの約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 当社は、契約者に不利益となる約款の変更については2ヶ月前に、それ以外の約款の変更については1ヶ月前に、当社が適当と判断する方法(ウェブサイト上での表示、契約者に対する電子メールでの通知等を含みます)で契約者に事前に通知します。

第3条 (用語の定義)

1. 本約款において「SCOPE for EC-CUBE」とは、当社が提供するサイト内検索サービスのことを指します。
2. 本約款において「本システム」とは、契約者が「SCOPE for EC-CUBE」を利用するために、本約款に基づき当社が契約者に使用許諾する検索ライセンス、サーバー設備、及びネットワーク設備を指します。
3. 本約款において「契約者」とは、当社と「SCOPE for EC-CUBE」のサービス利用契約を締結している法人、団体、組合または個人を指します。
4. 本約款において「利用契約」とは、契約者が「SCOPE for EC-CUBE」サービスの提供を受けるための当社との契約を指し、契約規約としては本約款が適用されます。

第4条 (サービスの内容)

1. 「SCOPE for EC-CUBE」サービスの内容は、別紙1)「SCOPE for EC-CUBE」サービスの内容に定める通りとします。
2. 「SCOPE for EC-CUBE」サービスの内容の変更は、当社が必要と判断した場合、契約者の承諾なしに行うことができるものとします。
3. 当社は当社の責任と負担により善良な管理者の注意をもって「SCOPE for EC-CUBE」及び本システムを維持・運用するものとし、契約者に対し、「SCOPE for EC-CUBE」サービスの契約期間中、以下の条件の範囲で、本システムを本約款記載の目的および方法で使用する譲渡不能かつ非独占的使用権を許諾します。

第2章 「SCOPE for EC-CUBE」利用契約

第5条 (サービスの最低利用期間と契約単位)

1. 「SCOPE for EC-CUBE」サービスの最低利用期間は6ヶ月で、契約単位は1ヶ月です。
2. 契約者は最低利用期間までの利用料金を支払うことで、最低利用期間に達する前においても「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用契約を解除することができるものとします。
3. 契約者は契約単位の途中で「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用契約を解除することができないものとします。契約者の都合で「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用を停止した場合にも、利用料金の返金には応じないものとします。
4. 「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用契約は、特に定める場合をのぞき、契約単位で自動的に更新されるものとします。

第6条 (権利等の譲渡禁止)

契約者は、「SCOPE for EC-CUBE」サービスの提供を受ける権利及び利用契約上の地位を第三者に譲渡し又は継承させることはできません。

第7条 (利用契約の成立)

1. 当社は「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用の申込を受けるにあたり、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した利用申込書を受け取り、必要な審査・手続き等を経たうえで、当該利用申込を受け付けるものとします。
2. 利用契約は、利用申込に対して当社がこれを承諾したときに成立します。
3. 利用申込書の提出は、当社指定の方法(インターネット等を用いたオンライン申込や、ファクシミリによる申込等を含む)により行うものとします。
4. 利用申込書の提出にあたっては、当社の販売パートナーによる取次ぎを認めます。

第8条 (サービスの開始)

「SCOPE for EC-CUBE」サービスの開始にあたっては、当社は、契約者に対してサービスの開始日、申込内容、サービスの利用に必要なAPIキーナンバーを文書またはインターネット等を用いたオンライン上で通知します。契約者はこの通知をもってサービス提供内容を確認したものとし、当社の定める方法により、利用料金を支払うこととします。

第9条 (申込の拒絶)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用の申込を承諾しない場合があります。
 - (1) サービスの申込者が当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) サービスの利用申込書に虚偽の記載がある場合
 - (3) 申込者が当社または「SCOPE for EC-CUBE」サービスの信用を毀損するおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) 申込に係わるサービスの提供が著しく困難な場合
 - (5) 契約者が第12条(サービス提供の停止)に該当する行為を行ったことがある場合、または行うおそれがあると当社が判断した場合
 - (6) 前各号のほか、当社が利用規約の締結を適当でないと判断した場合
2. 前項の規定により「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用申込を拒絶した場合、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

第10条 (契約者の名称の変更等)

契約者は、名称、商号、住所又は代表者を変更したとき及び第12条(サービス提供の停止)(5)号の事実が発生し又はそのおそれがあるときは、当社に対し、その旨を遅滞なく書面により通知するものとします。

第11条 (法人の合併による契約上の地位の継承)

契約者である法人が合併により契約者たる地位が継承されたときは、当該地位を継承した法人は、当社に対し、速やかに、継承があった事実を証明する書類を添えて、その旨を申し出るものとします。

第12条 (サービス提供の停止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、「SCOPE for EC-CUBE」サービスの全部または一部のサービス提供を事前の通知を要しないで停止することができるものとします。

- (1) 契約者が「SCOPE for EC-CUBE」サービス料金を、支払期日を経過しても支払わない場合
- (2) 契約者がサービスの申込に際し虚偽の事項を記載したことが判明した場合

- (3) 契約者が本約款に違反する行為で、当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせ、他の利用者の利用に支障が生じるおそれがある場合
- (4) 契約者が第 20 条(情報の取扱い)に違反していると当社が判断した場合
- (5) 契約者が仮差押、差押、破産手続きの開始、民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始等の申立をし、またはこれを受けた場合
- (6) 契約者が「SCOPE for EC-CUBE」サービスを利用する者として不適当であると当社が判断した場合
- (7) 当社が「SCOPE for EC-CUBE」サービスに関する事業の全部または一部を停止する場合
- (8) 前各号に準ずる事情がある場合

第 13 条 (サービス提供の中止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、「SCOPE for EC-CUBE」サービスの全部または一部のサービス提供を事前の通知を要しないで中止することができるものとします。
 - (1) 当社が利用する電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社が利用する電気通信設備に障害が発生した場合
 - (3) 第 1 種電気通信事業者または外国の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより「SCOPE for EC-CUBE」サービスの提供を行なうことが困難になった場合
 - (4) 天災、事変その他の非常事態の発生により、サービスの提供が不可能または困難になった場合、またはその可能性がある場合
2. 当社は、前項により「SCOPE for EC-CUBE」サービスの提供を中止する場合は予め、その理由、実施期日及び実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 14 条 (利用契約の解除)

1. 当社は、第 12 条(サービス提供の停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定めるサービス提供の停止を行うとともに、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除するときは書面により契約者にその旨を通知します。
3. 契約者は第 5 条に定める契約単位に基づき、サービスの利用契約の解約を希望するときには、契約期間満了の 30 日前までに、当社に対し、書面で通知するものとします。
4. 契約者は、第 13 条(サービス提供の中止)に定めた事由が生じたことにより「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用ができなくなった場合において、契約者が当該サービス契約の目的を達することができないと認めるときは、前項の規定にかかわらず当社に対する通知をもって本契約を解除することができます。この場合、解除は契約者の書面による通知が当社に到着し、通知に対する当社からの確認書面が契約者に到着した日に効力が生じるものとします。

第 15 条 (サービス料金)

「SCOPE for EC-CUBE」のサービス料金は下記の項目からなり、(次の「(2) その他の料金」を除き)別紙 1)「SCOPE for EC-CUBE」サービスの内容「2. 料金体系」記載のとおりです。

- (1) サービス月額費用
契約者が「SCOPE for EC-CUBE」サービス利用の対価として支払う費用で、別途定める細目からなります。
- (2) その他の料金
契約者が「SCOPE for EC-CUBE」サービス利用の対価として支払う費用で、本条(1)号の料金項目に含まれない料金を別途定める場合があります。
- (3) 料金起算日
「SCOPE for EC-CUBE」サービスの料金起算日は、第 7 条(利用契約の成立)及び第 8 条(サービスの開始)の規定により契約が成立し、当社が発送するサービス開始通知もし

くはインターネット等を用いたオンライン上での同様の通知において、サービス開始日と併せて料金起算日として記載した日をいいます。

第 16 条 (契約者の支払義務)

1. 契約者は、当社に対し、「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用に関し、前条に規定した各サービス料金を当社が定める方法で支払うものとします。
2. 第 12 条(サービス提供の停止)の規定により「SCOPE for EC-CUBE」サービスの提供が停止された場合における当該停止期間は、「SCOPE for EC-CUBE」サービスに係る料金の算出について、サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
3. 料金等の請求時期及び支払期日については、契約者は当社の指定にするとともに従うものとします。
4. 契約者は第 12 条(サービス提供の停止)の各号のいずれかに該当する場合、当社からの催告を要せず通知により期限の利益を喪失するものとし、利用契約に基づく債務を直ちに支払うものとします。契約者は、利用契約に基づく債務を当社又は当社の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第 17 条 (サービス費用の改訂)

「SCOPE for EC-CUBE」サービスの料金額は、別途当社が定めた額とします。尚、当社は別途定めた額を予め契約者に対する通知をもって改訂できるものとします。

第 18 条 (消費税)

契約者が当社に対し「SCOPE for EC-CUBE」サービスの料金等を支払う場合、その支払を要する額は当該料金等の額に消費税を加算した額とします。

第 19 条 (契約解除に伴う料金等の清算方法)

利用契約が解約または解除された場合(第 14 条第 3 項により解除された場合を除きます)における清算費用の額は、契約解除の日から当該最低利用期間末日までの期間の額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

第 20 条 (情報の取扱い)

1. 当社は、「SCOPE for EC-CUBE」サービスの提供機能範囲内における契約者の行為及びその結果について、一切の責任を負うものではありません。
2. 当社は、契約者が「SCOPE for EC-CUBE」サービス提供範囲内に登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
3. 契約者は、「SCOPE for EC-CUBE」サービスの提供対象となるサイトにおいて以下の行為をしないものとします。
 - (1) 猥褻、賭博、暴力、残虐などの情報の送受信及び配信、ならびに売買など、公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪行為もしくは犯罪のおそれのある行為
 - (3) 他人の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為
 - (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
 - (5) 他人の名誉、信用を毀損し、あるいは誹謗中傷する行為
 - (6) 有害プログラムを含んだ情報、偽造、虚偽または詐欺的情報を送受信及び配信、ならびに売買する行為
 - (7) その他法令に違反する行為
 - (8) 当社のサービス運営を妨げる、もしくは当社の信頼を毀損する行為
4. 契約者が、前項各号のいずれかに該当する行為を行ったものと当社が判断した場合は、当社は契約者の承諾なく、当社サーバー内の該当するデータの全部または一部を削除し、また契約者に対するサービスを停止できるものとします。

第 21 条 (バックアップ)

当社はサーバーの故障・停止等の復旧の便宜を図るために、契約者の登録したデータの複写を保管することがあります。但し、

当該データの複写及び保管は、契約者が登録したデータを誤って削除するなどした場合に復元のために使用することはできません。

第 22 条（契約者のデータの権利）

契約者が登録したデータの著作権上の権利は契約者に帰属するものとします。但し、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

第 23 条（契約者の義務）

1. 契約者は、当社が契約者に対し付与するAPIキーナンバーについて全面的な管理責任を負うものとします。これらを失念した場合は、すみやかに当社に届け出るものとします。
2. 契約者はAPIキーナンバーを第三者に利用させてはいけません。
3. APIキーナンバーが窃盗され、または第三者に利用されたことによる損害は契約者の負担とします。

第 24 条（免責）

1. 当社は、契約者が「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用に関して損害または不利益を被った場合について、一切の責任を負うものではありません。
2. 第三者が、APIキーナンバーを不正に使用する等の方法で「SCOPE for EC-CUBE」サービスを不正に利用したことにより、契約者または第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について一切の責任を負いません。
3. 当社は「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用の結果として得る情報等の正確性、完全性、有用性を保証するものではありません。
4. 「SCOPE for EC-CUBE」サービスの利用に関して、契約者が他の契約者または第三者との間で紛争を生じた場合、または契約者が他の契約者または第三者に損害を与えた場合、契約者の責任と負担によって解決するものとし、当社は一切の責任を負うものではありません。また、これらにより当社に損害が発生した場合は、契約者はこれを賠償しなければなりません。
5. 当社は、第三者からの不正アクセスを未然に防ぐため、管理状況が不良と判断されるインターネット接続業者を経由した第三者からのアクセスについて、その善意悪意を問わず、これを制限することができるものとします。これによって生じる契約者または第三者の損害または不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第 25 条（協議）

本約款の解釈に疑義が生じた場合、または「SCOPE for EC-CUBE」サービスの履行に関して疑義が生じた場合には、契約者及び当社は誠意をもって協議を行うものとします。

第 26 条（合意管轄裁判所）

本約款に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別紙1)「SCOPE for EC-CUBE」サービスの内容

1. サービス/機能の内容

- 1) こだわり並び替え機能
- 2) 商品ステータスナビゲーション機能
- 3) 自動カテゴリ・メンテナンス機能(クローリングと再インデックス)
- 4) こだわり項目メンテナンス機能

2. 料金体系

- 1) サービス月額費用 5000 円 / 月